

令和元年第4回足寄町議会臨時会議事録

令和元年8月5日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見	亮一	君	2番	高道	洋子	君
3番	進藤	晴子	君	4番	榊原	深雪	君
5番	田利	正文	君	6番	熊沢	芳潔	君
7番	高橋	健一	君	8番	川上	修一	君
9番	高橋	秀樹	君	10番	二川	靖	君
11番	木村	明雄	君	12番	井脇	昌美	君
13番	吉田	敏男	君				

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長 渡辺俊一 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳	君
総務課長	松野孝	君
住民課長	佐々木雅宏	君
建設課長	増田徹	君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志	君
事務局次長	野田誠	君
総務担当主査	西岡潤	君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名< P 3 >
- 日程第 2 会期の決定< P 3 ~ P 4 >
- 日程第 3 報告第 9 号 専決処分の報告について（車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて）< P 4 >
- 日程第 4 報告第 10 号 専決処分の報告について〔令和元年度足寄町一般会計補正予算（第2号）〕< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 5 議案第 80 号 総合体育館・温水プール改修（建築主体）工事請負契約について< P 5 >
- 日程第 6 議案第 81 号 総合体育館・温水プール改修（機械設備）工事請負契約について< P 5 ~ P 6 >
- 日程第 7 議案第 82 号 （仮称）芽登集落センター建設（建築主体）工事請負契約について< P 6 ~ P 7 >
- 日程第 8 議案第 83 号 下水道事業用車両購入売買契約について< P 7 ~ P 8 >
- 日程第 9 議案第 84 号 高規格救急自動車購入売買契約について< P 8 ~ P 9 >
- 日程第 10 議案第 85 号 令和元年度足寄町一般会計補正予算（第3号）< P 9 ~ P 11 >

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、令和元年第4回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 町長渡辺俊一君から、招集の挨拶があります。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、第4回臨時会の招集に当たり一言御挨拶を申し上げます。

ことしの天候でございますけれども、4月上旬は低温傾向となりましたが、その後平年並みに推移し、一時期は降水量、日照時間も少なく、最近は高温が続いているというような状況の中でありまして、本町の畑作物の主要作物の一つであります小麦の収穫が7月の28日から始まりました。きのう、8月4日に終了いたしました。その報告をちょっとさせていただきたいと思っております。

現在のところ、乾燥重量では反収が10.58俵となっております。最終的な製品反収の数値についてはもう少し時間を要するところでございますけれども、細麦、細い麦と書きますけれども、そういうものが散見されるというようなこともございまして、作柄としては平年並みぐらいになるのではないかなと聞いております。

無事収穫作業も終了いたしまして、ことしもこの後好天が続き、ほかの作物も順調に生育をして豊穰の秋を迎えられることができると願っているところでございます。

さて、本日は専決処分に関する報告2件、それから議案といたしまして6件を予定して

ございます。御審議賜りますようお願いを申し上げます。簡単でございますけれども、招集に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、3番進藤晴子君、4番榊原深雪君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 本日開催されました、第4回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は、最初に報告第9号と報告第10号の報告を受けます。次に、議案第80号から議案第85号までを即決で審議いたします。どうぞよろしく願いいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定をいたしました。

◎ 報告第9号

○議長（吉田敏男君） 日程第3 報告第9号専決処分の報告について（車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、報告第9号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1、損害賠償総額8,761円。

2、事故発生の場所、日時等については、別紙示談書のとおりでございます。2ページ左側に示談書を添付しておりますので、御参照願います。

事故の概要でございますが、平成31年3月18日午後7時ごろ、足寄町中矢153番地1（町道・中央幹線）の路上において、高橋昌子氏が運転する車両が通過したところ、道路の舗装が剥がれ、段差ができていた箇所に接触し、車両左側の前輪タイヤ及びホイールが破損し、走行不能となったものでございます。

なお、運転していた高橋氏にはけがはありませんでした。

事故の原因でございますが、町道の舗装が経年劣化で剥がれたことにより段差が生じたことが原因と思われます。

なお、段差箇所につきましては、事故の連

絡を受けた後、速やかに補修を行っております。

過失割合につきましては、足寄町が30%、高橋氏が70%で、物損事故の示談が令和元年7月1日に成立しましたので、町が高橋氏に対して損害賠償金として、8,761円を支払うこととするものでございます。

なお、3ページに、事故発生現場状況図を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第9号専決処分の報告とさせていただきますので、御理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

◎ 報告第10号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第10号専決処分の報告について〔令和元年度足寄町一般会計補正予算（第2号）〕の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告第10号専決処分の報告について、御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

令和元年度足寄町一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

補正予算の内容について申し上げます。5ページをお願いいたします。

令和元年度足寄町一般会計補正予算（第2号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億3,417万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては8ページと

となりますが、報告第9号で報告いたしました車両事故に伴います賠償金9,000円の支出と、この財源といたしまして、同額の賠償保障保険金の歳入を計上したものでございます。

以上で、報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

◎ 議案第80号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第80号総合体育館・温水プール改修（建築主体）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第80号総合体育館・温水プール改修（建築主体）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年7月22日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した総合体育館・温水プール改修（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、総合体育館・温水プール改修（建築主体）工事。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1億7,259万円。

契約の相手方は、足寄町西町8丁目1番地の12、株式会社外田組、代表取締役菅原智美氏でございます。

工期は、令和2年2月14日でございます。

なお、落札率につきましては98.6%でございます。

10ページから14ページに、総合体育館・温水プールそれぞれの平面図、立面図を

添付してございますので、御参照をいただきたいと思います。改修箇所につきましては、図面において斜線等で表示している部分で、床、外壁等の改修でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号総合体育館・温水プール改修（建築主体）工事請負契約についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第80号総合体育館・温水プール改修（建築主体）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第81号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第81号総合体育館・温水プール改修（機械設備）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題と

なりました、議案第81号総合体育館・温水プール改修（機械設備）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年7月22日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した総合体育館・温水プール改修（機械設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、総合体育館・温水プール改修（機械設備）工事。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、7,810万円。

契約の相手方は、奥原・白沢経常建設共同企業体、代表者は帯広市西20条北1丁目3番30号、株式会社奥原商会、代表取締役奥原宏氏でございます。構成員は、足寄町南5条1丁目18番地、有限会社白沢文栄堂、代表取締役白沢康氏でございます。

工期につきましては、令和2年2月14日でございます。

なお、落札率は98%でございます。

16ページから18ページに、総合体育館・温水プールそれぞれの平面図を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思いますが、改修箇所は平面図の斜線で表示している部分で、暖房設備、給排水設備等の改修でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号総合体育館・温水プール改修（機械設備）工事請負契約についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第81号総合体育館・温水プール改修（機械設備）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第82号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第82号（仮称）芽登集落センター建設（建築主体）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第82号（仮称）芽登集落センター建設（建築主体）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年7月31日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した（仮称）芽登集落センター建設（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、（仮称）芽登集落センター建設（建築主体）工事。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1億7,589万円。

契約の相手方は、足寄町南1条4丁目6番

地2、株式会社森下組、代表取締役森下郁男氏でございます。

工期は、令和2年2月28日でございます。

なお、落札率は98.31%でございます。

工事概要につきましては、20ページの配置図をごらんいただきたいと思います。20ページの左側に記載をしておりますが、工事場所は足寄町芽登本町240番地の内と、241番地1の内でございます。

構造は木造平屋建て、延べ床面積は517.97平方メートルでございます。

21ページと22ページに、平面図、立面図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号（仮称）芽登集落センター建設（建築主体）工事請負契約についての件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第82号（仮称）芽登集

落センター建設（建築主体）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第83号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第83号下水道事業用車両購入売買契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第83号下水道事業用車両購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年7月22日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した下水道事業用車両購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、下水道事業用車両購入。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1,644万5,000円。

契約の相手方は、足寄町郊南1丁目23番地の9、有限会社大西自動車工業、代表取締役大西節夫氏でございます。

納入期日は、令和2年3月16日でございます。

なお、落札率は97.65%でございます。

24ページに車両の外観図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号下水道事業用車両購入売買契約についての件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第83号下水道事業用車両購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第84号

○議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第84号高規格救急自動車購入売買契約の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第84号高規格救急自動車購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年7月31日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した高規格救急自動車購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、高規格救急自動車購入。

契約の方法につきましては、指名競争入札

による契約でございます。

契約の金額は、3,476万円。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役中川龍太郎氏でございます。

納入期日は、令和2年2月28日でございます。

なお、落札率は99.55%でございます。

26ページに救急自動車の外観図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番。

○3番(進藤晴子君) 高規格救急自動車とありますが、今現在ある救急車とどこか違うのか、教えていただきたいと思えます。

そして、今現在救急車が足寄町には何台あるのか教えてください。

○議長(吉田敏男君) 答弁、総務課長。

○総務課長(松野 孝君) 現在、救急自動車につきましては2台所有してございます。そのうち高規格と言われるものは1台で、その更新でございます。

○議長(吉田敏男君) いや、高規格とどういふ違いがあるかということについての質問です。

○副町長(丸山晃徳君) 今議決の部分でしたので、契約の議決の部分でしたので、消防署長が後ろで控えているのですが、参事として今来ていないので、参事から答えさせて、消防課長から答えて。

○町長(渡辺俊一君) 契約締結の中身なので、自動車の中身だとかという問題ではない。今回議論する中身ではないのではないかと。

○議長（吉田敏男君） 契約するに当たっての話だと思うよ。

○町長（渡辺俊一君） 高規格救急車というのはもともと予算取る段階で、その段階で本来でいけば議論の中身であって、今回契約の中身ですので、本来、今回の今までの高規格とどこが違うのだとかという中身の議論というのは、今回の場ではないのではないかと思う。

○議長（吉田敏男君） 今の関係ですけれども、予算の提案そのものについては、この3月の議会の中でもう既に終了しているということであります。

そして今この時点においては、契約の内容だけありますから、今の質疑についてはちょっとそぐわないということになります。

（「わかりました。」と呼ぶ者あり）

済みません。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これから、議案第84号高規格救急自動車購入売買契約についての件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第84号高規格救急自動車購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第85号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第85号令和元年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第85号令和元年度足寄町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第85号令和元年度足寄町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,967万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億7,385万2,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

第2款総務費、第2項徴税費、第1目税務総務費、第23節償還金、利子及び割引料におきまして、還付金等といたしまして409万9,000円を計上いたしました。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路管理費、第17節公有財産購入費におきまして、土地購入費といたしまして1,000円を計上いたしました。

第9款消防費、第1項消防費、第3目災害対策費、第15節工事請負費におきまして、指定避難所非常用電源設備整備工事といたしまして3,557万4,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

8ページにお戻りください。

第11款地方交付税、第1項地方交付税におきまして、普通地方交付税を1億1,840万4,000円計上いたしました。

第19款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして9,790万4,000円減額いたしました。

第22款町債、第1項町債におきまして、

緊急防災・減災事業債といたしまして3,560万円を計上、臨時財政対策債といたしまして1,642万6,000円を減額いたしました。

これら歳入の補正につきましては、緊急防災・減災事業債を除きまして、国からの交付税及び臨時財政対策債の額の決定通知を受け計上し、財政調整基金で財源調整を行ったものでございます。

以上が歳入の事項でございます。

3ページにお戻りください。

3ページにおきまして、第2表地方債補正変更2件をお願いしてございます。

なお、12ページに説明資料を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第85号令和元年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

8ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

1番。

○1番（多治見亮一君） 設置場所というのはどの辺を予定しているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

非常用電源設備のことだと思っておりますが、設置場所につきましては、総合体育館の西側でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（多治見亮一君） サッカー場と体育館の間の狭いところなのかなというふうに思うのですが、大きさとしてはどのぐらいの大きさのものを想定してますか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 非常用電源設備

でございますが、キュービクル型のタイプでございます。それで大きさにつきましては、横といいますか、横につきましては約3メートルぐらいでございます。高さにつきましては2メートル10センチ程度でございます。

以上でございます。

奥行きにつきましては90センチ程度でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（多治見亮一君） アリーナの西側に入り口もあるものですから、そこの出入り口の支障が来さない場所への設置を検討して、場所の設置、十分にさせていただきたいというふうに思います。アリーナの出入り口に資材の搬入でトラックとか入ると思いますので、その通路を十分に確保しないとまた後で困ると思いますので、その辺のほうもよろしくお願いします。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に3ページにお戻りください。

第2表地方債変更2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号令和元年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第85号令和元年度足寄町一般会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長(吉田敏男君) これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和元年第4回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前10時50分 閉会